

# 「成年後見だけじゃない！」

～くらしとお金を守る色々な方法～

日時

令和5年2月18日（土）13:00～16:00

会場

こうべ市民福祉交流センター 201教室

開会 (13:00)

司会 津田 隆男 (弁護士 神戸シルバー法律研究会 会員)

1. 代表挨拶 村上 英樹 (弁護士 神戸シルバー法律研究会 代表幹事)

2. 基調報告 (13:05～13:55)

## 「財産管理・後見・民事信託制度の比較」

矢嶋 真理 (司法書士 (公社)成年後見センター・

リーガルサポート兵庫支部)

3. パネルディスカッション (14:05～15:55)

## 「ケーススタディ くらしとお金を守る色々な方法」

### ◆コーディネーター

村上 英樹 弁護士 神戸シルバー法律研究会 代表幹事

### ◆パネリスト (神戸シルバー法律研究会 会員)

幸寺 覚 弁護士

矢嶋 真理 司法書士

植戸 貴子 神戸女子大学健康福祉学部 教授

榎本 昌起 社会福祉士

4. 閉会挨拶 西野 百合子 (弁護士 神戸シルバー法律研究会 事務局長)

閉会 (16:00)

主催：神戸シルバー法律研究会・第三者後見ネットワーク連絡会

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会・神戸市



## ～はじめに～

高齢や障がいのために判断能力が不十分な状態にある人の権利擁護のための方法として、平成12年に始まった「成年後見制度」があります。家庭裁判所が選任する後見人による支援は「法定後見」と呼ばれ、かなり知られるようになりましたが、「成年後見」の制度はそれだけでなく、判断能力があるうちに自分自身で将来の後見人を選ぶ「任意後見」という方法もあります。

また、「民事信託」「家族信託」と呼ばれる信託契約によって、自分の財産を将来判断力が衰えた場合にも自分の意思に沿った管理・運用をしてもらえるようにする制度もあります。

高齢者や障がいのある方の暮らしや財産を守る方法には、色々な選択肢があり、その人の置かれた状況や望む在り方に応じて最適な方法を考えていきたいものです。

今回のシンポジウムでは、いわゆる「成年後見」だけではなく、どんな手段があるのか、その違い、メリット・デメリットも含めて検討しながら、一人ひとりの状況にあった支援の在り方を皆様と共に考えていきたいと思えます。

### 参考：主催団体の紹介

#### 神戸シルバー法律研究会とは

1. 本研究会は、平成4年9月から神戸市が実施した「神戸シルバー法律相談」を受任する弁護士により発足された団体です。平成13年3月31日をもって、当該相談業務が「兵庫県弁護士会」に引き継がれたことを受け、会員を弁護士以外の医師、福祉関係者、学識経験者、公認会計士、行政にも拡げ、高齢者・障がい者に関する権利擁護等の調査・研究機関として再スタートしました。（事務局：神戸市社会福祉協議会 権利擁護支援部）

2. 令和4年4月現在の会員数は、弁護士10名、医師1名、福祉関係者9名、公認会計士1名、司法書士2名、行政書士1名、学識経験者2名、行政4名、社協2名の合計32名です。

#### 第三者後見ネットワーク連絡会とは

##### 1. 連絡会の設立趣旨

近年の成年後見申立件数の増加に加え、身寄りのない高齢者、知的障がい者の親亡き後の問題等により、第三者後見人の需要が高まってきています。一方で、資金面、事例の複雑化などにより、第三者後見人の受け皿不足が生じてきており、今後、ますます急増する制度利用ニーズに対応していくための対策が求められています。そこで、平成20年11月に神戸市では、第三者後見受任機関のネットワーク連絡会を立ち上げ、相互の情報共有を図るとともに、第三者後見受任に係る課題整理や解決策の検討を行っています。

##### 2. 構成メンバー

- ①兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」
- ②公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部
- ③一般社団法人兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ兵庫」
- ④神戸市社会福祉協議会
- ⑤神戸シルバー法律研究会会員

(参考) 主な活動

H4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産預託制度負担付き（生前）贈与と負担付き死因贈与に関する比較研究</li> <li>・高齢者等財産管理事業研究会第 1 次報告書（H5.3）</li> <li>・神戸シルバー法律相談開始（H4.9）</li> </ul>
H5 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の財産管理を含めた統合システムの基礎研究</li> <li>・第 1 回高齢者財産管理シンポジウム（H5.7）</li> </ul>
H6 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究報告書（H6.4）</li> <li>「高齢者のための生活支援・財産管理総合システムについて」</li> <li>・第 2 回高齢者財産管理シンポジウム（H6.7）</li> </ul>
H7 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダ・アルバータ州現地調査</li> </ul>
H8 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究報告書（H8.4）「カナダ・アルバータ州の成年後見と高齢者財産管理」</li> </ul>
H9 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産管理に関する監査システムに関する研究</li> <li>・第 1 回オーストラリア・ヴィクトリア州現地調査</li> <li>・研究報告書「財産管理に関するシステム研究報告書」</li> </ul>
H10 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者財産管理に関するシンポジウム（H10.6）</li> <li>・イギリス・ランカシャー現地調査</li> </ul>
H11 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度における法人後見の研究</li> <li>・高齢者の権利擁護を考える国際シンポジウム（H11.11）</li> </ul>
H12 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度における法人後見の研究</li> <li>・第 2 回オーストラリア・ヴィクトリア州現地調査</li> </ul>
H13 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリアの成年後見制度について</li> <li>・成年後見における身上監護</li> </ul>
H14 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「施設サービス利用者のための権利擁護システム」の研究</li> <li>・第 1 回「死ぬまで幸せに生きるには」シンポジウム</li> </ul>
H15 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 回「死ぬまで幸せに生きるには」シンポジウム</li> <li>・「権利擁護を支える人材の養成・育成」の研究</li> </ul>
H16 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『高齢者虐待』を考える」シンポジウム</li> </ul>
H17 年度 H18 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待の事例検討</li> </ul>
H19 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「在宅高齢者の虐待について考える」シンポジウム</li> <li>・「(仮称) 高齢者をサポートする若者（大学生）育成プロジェクト」の研究</li> </ul>
H20 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウム「みんなで考えよう！『成年後見制度』」</li> </ul>
H21 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「現場からの発信 成年後見制度の活用を考える」シンポジウム</li> <li>・「成年後見制度活用サポートブック」発行 「成年後見制度実態調査」事業への協力</li> </ul>

H22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「申立て支援から始まる!!成年後見制度の利用」シンポジウム</li> <li>・「成年後見制度活用サポートブック 改訂版」発行</li> <li>・神戸市成年後見支援センター事業への協力</li> </ul>
H23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「成年後見シンポジウム 専門職、市民後見人の連携」</li> </ul>
H24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「成年後見制度の限界とそのすき間を埋めるもの ～現場での工夫と取り組み事例から～」シンポジウム</li> </ul>
H25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「成年後見制度の限界とそのすき間を埋めるもの（パートⅡ） ～現場での工夫と取り組み事例から～」シンポジウム</li> </ul>
H26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「成年後見制度の可能性と課題 ～具体の事例を通して考える～」シンポジウム</li> </ul>
H27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「成年後見制度の活かし方～本人意思を尊重した身上監護の事例等から考える～」 シンポジウム</li> </ul>
H28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「成年後見制度の活かし方～障がい者の権利擁護を中心に～」シンポジウム</li> </ul>
H29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「利用者からみた成年後見制度～どう守る？「本人」の権利～」シンポジウム</li> </ul>
H30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25周年記念シンポジウム「成年後見の過去・現在・未来」 ～「本人」のしあわせ・「家族」の安心のために～</li> <li>・神戸シルバー法律研究会25周年記念冊子 ～25年の歩み、そしてこれから…～ 発行</li> </ul>
R1年度	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、シンポジウム開催延期
R2年度	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、シンポジウム開催延期
R3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「成年後見と自己決定～まわりが勝手に決めちゃっていいの～!？」シンポジウム</li> </ul>

# 「財産管理・後見・民事信託制度の比較」

---

公益社団法人成年後見センターリーガル・サポート  
司法書士 矢嶋 真理

## 成年後見制度とは

---

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない方（以下「本人」とする。）について、本人の財産や権利を守る人を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」がある。

# 成年後見制度

---

成年後見が必要となったきっかけ

- (1) 預貯金の管理・解約 (35.7%)
- (2) 身上保護 (26.4%)
- (3) 介護保険契約 (13.6%)
- (4) 不動産の処分 (11.6%)
- (5) 相続手続 (8.3%)

※ 最高裁判所事務総局家庭局 令和3年成年後見関係事件の概況より

# 成年後見制度

---

成年後見制度の利用者数(令和3年12月末日時点)

- 成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計で239,933人(前年は232,287人)であり、対前年比約3.3%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は177,244人(前年は174,680人)であり、対前年比約1.5%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は46,200人(前年は42,569人)であり、対前年比約8.5%の増加となっている。
- 補助の利用者数は13,826人(前年は12,383人)であり、対前年比約11.7%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,663人(前年は2,655人)であり、対前年比約0.3%の増加となっている。

※ 最高裁判所事務総局家庭局 令和3年成年後見関係事件の概況より

# 法定後見制度

---

- 法定後見には「補助」「保佐」「後見」の3類型がある  
いずれの類型に該当するかどうかは、主治医の医学的な判断を参考にするなどし、最終的には家庭裁判所が決定する。鑑定が行われることもある。
- 法定後見を利用するには家庭裁判所へ申立をする  
申立後は原則取下できない
- 家庭裁判所が後見人等を選任する  
親族等を後見人候補者として申立することはできるが、必ずしも選ばれるとは限らない

# 法定後見制度

---

- 後見人等の内訳
  - 親族 2000年 91% → 2021年 20%
  - 専門職 2000年 8% → 2021年 69%
- ※本人のことをよくわかっている親族が選ばれることが望ましいとは思いますが、専門職が約7割を占めている
- ※親族が選任されない理由はさまざまあるが、理由のひとつには使い込みを防止するため



# 法定後見制度

## ○専門家が後見人になるメリット

- (1) 専門的な知識によって本人を手厚くサポートすることができる
- (2) 使い込み等のリスクが低い

## ○専門家が後見人になるデメリット

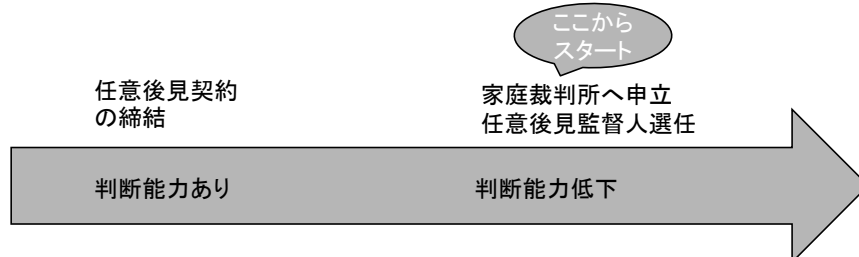
- (1) 報酬が発生する
- (2) 身上保護が不十分となる可能性がある

# 任意後見制度(将来型)

本人が十分な判断能力を有する時にあらかじめ、任意後見人となる方やその方に委任したい事務を公正証書による契約で定めておく制度

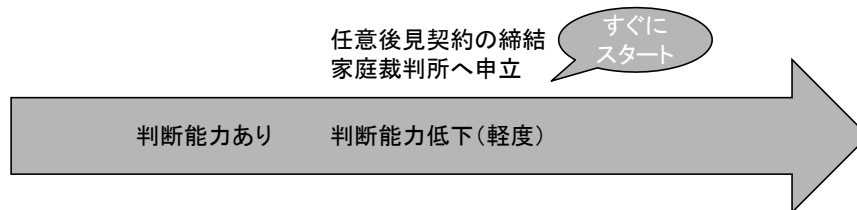
任意後見契約は、家庭裁判所へ申立てを行い、任意後見監督人が選任された時から効力が発生する

効力発生後、任意後見監督人は、契約で委任された事務を本人に代わって行う



## 任意後見(即効型)

判断能力の低下が軽度であり、公証人によって「契約の能力がある」と判断されれば締結が可能。この場合、契約後すぐに家庭裁判所に申立をしてスタートすることになる。



公証人に断られる場合もあり  
後から任意後見契約が無効となる可能性がある

## 任意後見契約(移行型)

任意後見は判断能力が低下してからでないと利用できないため、まだ判断能力は低下してはいないものの、足腰が弱って銀行に足を運ぶのも大変だったり、寝たきりではあるが判断能力はあるといった人は利用できない。

任意後見契約と同時に、生活支援や療養看護(見守り契約)、財産管理など(財産管理契約)に関する委任契約を締結しておけば、委任契約に基づく見守り事務、財産管理等を行い、本人の判断能力低下後に任意後見に移行することができる。



# 財産管理契約

財産管理契約とは、身体の不調等により外出等が困難となったときに、一定の法律行為（財産管理）を受任者に委任する契約で、「任意代理契約」ともよばれている。

財産管理契約では、財産管理のみならず生活上の事務についても契約対象とすることがあるので、「等」を付けて、「財産管理等契約」とよぶこともある。

委任事項の例として...

- 金融機関との預貯金取引
- 不動産の管理、処分手続き
- 定期的な費用の支払等
- 介護施設への入所手続き
- 介護サービス等の契約手続き

# 財産管理契約

## ○ 財産管理契約のメリット

本人と代理人の当事者間で、自由に内容を決めることができ、いつからでも契約を開始することができる。

## ○ 財産管理契約のデメリット

公的な手続きではないため、社会的信用が低い  
財産の使いこみをチェックする人がいない  
金融機関によっては対応してもらえない可能性がある  
任意後見に移行しない場合がある

## 見守り契約

任意後見が始まるまでの間に、任意後見人予定者が定期的に本人と電話連絡を取り、また、本人の自宅を訪問して面談することにより、本人の健康状態や生活状況を確認することによって、任意後見をスタートさせる時期を判断するための契約。

任意後見契約を締結していても、本人とご家族などが同居していれば良いが、ひとり暮らしをしている方、近くに親族がいない方などは、ご本人の判断能力が低下したことを誰も確認することができない。

本人が判断能力の低下を自覚し、任意後見人予定者に連絡をすることも可能だが、実際には、判断能力の低下に気づかないことが多い。

ご本人のライフスタイルによっては、せっかく任意後見契約という準備をしたにもかかわらず、その準備が意味をなさない状況に陥ってしまう可能性を防止するための契約。

## 成年後見制度のデメリット

- ・ 専門家が後見人等になると報酬が発生する
- ・ 任意後見制度の場合は任意後見監督人が必要になり報酬が発生する
- ・ 裁判所への定期報告が必要
- ・ 本人財産を保護することを前提にしているため、本人のためであっても自由に財産が使えない場合がある
- ・ 途中でやめることができない

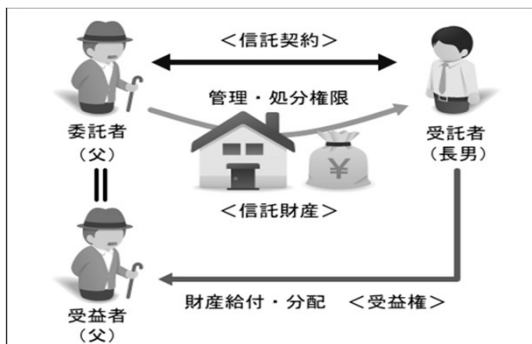
# 民事信託とは

民事信託とは「信じて託す」と書くように

- ・ 「自分の大切な財産を、信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って大切な人や自分のために運用・管理してもらう」制度。
  - ・ 信託法(大正11年制定)が平成18年に改正され、「受託者」は営利を目的としなければ誰でも(個人、法人)なれるようになった。
  - ・ 信託というと「投資信託」や「遺言信託」を浮かべるが、民事信託のうち 銀行等が受託者となり報酬をもって営利を目的として行う信託は「商事信託」と呼ばれ、家族を受託者にする信託を「家族信託」と呼んでいる。
  - ・ 成年後見制度よりも柔軟な財産管理ができるということで注目が高まった。
- (信託登記件数は2016年には4,520件であったが、2022年においては約20,000件近くまで上ると予測される。)

# 民事信託とは

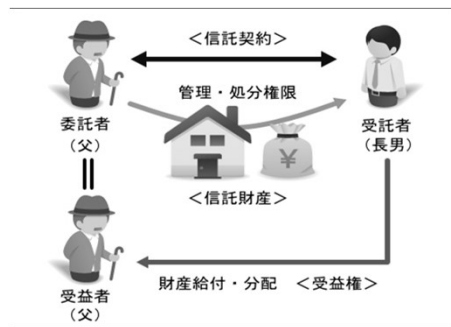
信託のしくみ



信託を構成するのは「委託者」「受託者」「受益者」の三者

- 委託者: 財産を預ける人
- 受託者: 財産を預かり管理・運用する人
- 受益者: 財産から生じる利益を受ける人

# 民事信託とは



委託者と受託者の間で信託契約を締結する

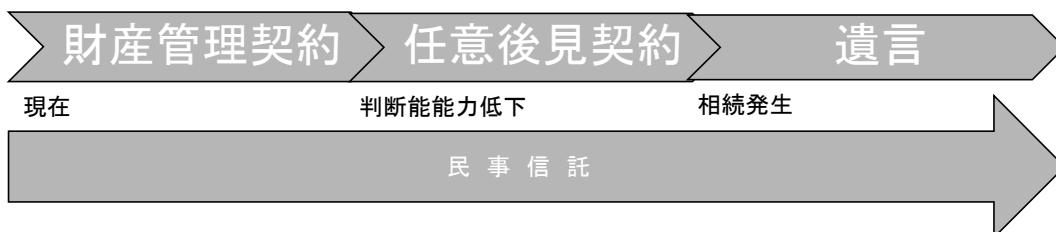
民事信託では委託者が受託者との間で何のために信託を利用するのか目的をはっきりさせ、委託者のどの財産を信託したいのか、受託者にどのような権限を与えたいのか、預けたい期間はいつまでとするかなど自由に決めることができる。

不動産の場合、受託者名義に所有権移転する  
金銭の場合、信託口座を開設し資金を移動させる

# 民事信託とは

民事信託では財産管理契約、任意後見契約、遺言の代用をすることができる

- ・元気なうちから本人に代わり財産の管理、処分を託す(財産管理契約の代用)
- ・本人の判断能力低下後における財産の管理、処分を託す(任意後見契約の代用)
- ・本人死亡後の資産の承継先を自由に指定できる(遺言の代用)



# 民事信託とは

## ○ 民事信託のメリット

1. 財産管理が委託者の判断能力に影響されない
2. 財産管理が柔軟にできる
3. 遺言の機能をもたせることができる

## ○ 民事信託のデメリット

1. 信頼できる家族がいないとすることができない
2. 信託できる財産に制限がある
3. 身上保護など財産管理以外の権限がない
4. 受託者が権利濫用する可能性がある
5. 税務申告が複雑な場合がある
6. 精通している専門家が少なく、事例も少ない

成年後見と家族信託の比較

	成年後見制度		家族信託
	法定後見人	任意後見人	受託者
① 存続期間	後見開始の審判から本人死亡まで	任意後見監督人選任の審判から本人または任意後見人の死亡まで	信託契約で始期も終期も自由に設定できる
② 権限	財産管理 法律行為の代理（又は同意、取消） 身上保護	左に同じ（ただし、任意後見契約において代理権を決めた範囲に限る） 取消権はない	信託契約に定めた信託財産の管理、運用、処分
③ 資産（株式等）の積極的な運用・処分の可否	財産の保全が目的であるため、投資や合理的な理由のない換価処分、贈与等は原則としてできない	左に同じ（ただし契約で定めれば可能）	信託契約に定めた目的の範囲内の行為であれば、受託者の判断において運用、処分が可能
④ 不動産の処分（売却、賃貸、建替等）の可否	処分のためには合理的な理由が必要であり、居住用不動産の場合は家庭裁判所の許可が必要	任意後見監督人の同意や家庭裁判所の許可は原則不要だが、合理的な理由がない処分行為は問題となるおそれがある。	信託契約に定めておけば、売却、賃貸、建替、買替等がすべて可能
⑤ 監督機関	家庭裁判所（後見監督人が選任された場合は後見監督人） 報告義務がある	任意後見監督人（必須） 報告義務がある	必須の監督機関はないが、任意で信託監督人等の監督機関を設定することができる
⑥ 存続期間中に費用	専門職が後見人等になった場合は、毎年報酬が発生する。報酬額は裁判所が決定する。	任意後見契約で報酬を定めた場合は任意後見人への報酬が発生するが、任意後見監督人への報酬は発生する。	信託契約で報酬を定めることができ、契約で決めた報酬以外は発生しない

~×毛~



## パネルディスカッション

### 「ケーススタディ くらしとお金を守る色々な方法」

(14:05~15:55) \*途中1回休憩予定

1. 認知症ではないが身体が動かない 【後見以前、財産管理のケース】
2. 認知症になる前の備えは？ 【民事信託のケース】
3. 自分が希望する弁護士等を後見人に 【任意後見のケース】
4. お金を動かさなくなった 【法定後見のケース①】
5. 既に判断能力が低下している場合 【法定後見のケース②】

#### ◆コーディネーター

村上 英樹 弁護士 神戸シルバー法律研究会 代表幹事

#### ◆パネリスト(神戸シルバー法律研究会 会員)

幸寺 覚 弁護士

矢嶋 真理 司法書士

植戸 貴子 神戸女子大学健康福祉学部 教授

榎本 昌起 社会福祉士

## 1. 認知症ではないが身体が動かない【後見以前、財産管理のケース】

### 【事例①】

85歳男性。ノンフィクション作家として活躍し、年金と印税により生活している高齢者。認知能力はしっかりしていますが、寝たきり状態です。

長年、妻が介護を行い、夫の財産の管理を行ってききましたが、突然に妻が脳梗塞を発症し入院してしまいました。

今迄、妻が銀行口座の管理等も行ってきており、夫はどこに口座があるかも自分ではわかりません。今後の財産管理、医療費、介護料の支払いなどについて、現実には、誰が、どのようにして行うかの課題に直面しています。

Q1 「法定後見」の対象にはならないのでしょうか？

A1 認知症などのため判断能力が不十分である場合には、「成年後見制度」を利用することができ、判断能力がある場合は利用できません。法定後見制度申立時には、医師の診断書が必要です。認知機能検査等により、判断能力低下が疑われ、診断名が付けば、補助類型等で申立が可能となると考えられます。しかし、診断書作成が不可であれば、法定後見制度の申立はできません。

Q2 「後見制度」の対象でないと思われる場合は、どのようにして財産管理するのですか？

A2 事例のように身体障害によって自分で銀行に行くことができない場合や、物忘れなどの症状があり自身で管理することが不安だといったケースの場合、ご本人が第三者と「財産管理契約」を締結することにより、自分の財産を管理してもらうことができます。

また、「任意後見契約」は将来に備え、判断能力があるうちに締結しておいて、判断能力が低下してから効力を発生させる契約ですが、軽度の認知症の場合は、「任意後見契約」を締結し、すぐに効力を発生させる「即効型」と言われる制度の利用もできます。ですので、ご本人の判断能力が補助程度であれば、補助申立をすることも、任意後見制度を利用することも可能かと考えられます。

Q3 「財産管理」契約とはどのようなものですか？任意後見との違いは何ですか？

A3 財産管理契約は、自身の財産の管理や生活するうえで必要な事務管理のすべて、もしくは一部について、代理で行ってくれる人を選び管理してもらう契約です。財産管理の具体的な内容を定めて委任することになります。任意代理契約ともいわれています。

メリットとしては、判断能力があった場合でも利用でき、財産管理の内容や始めるタイミングを自分の意思で自由に決めることができます。

デメリットとしては、必ずしも公正証書で作成する必要がないため、契約について客観的な信用に欠けること、第三者によるチェックがないため不正が発覚しにくいこ

とです。

財産管理契約の利用は、ご本人の判断能力があることが前提となっているため、判断能力が低下した後は法定後見制度又は任意後見制度を利用することになります。

法定後見制度と違い、任意後見制度では誰に、こういったことを任せるのかについてご自身であらかじめ決めておくことができます。ご自身の意思を反映させるためには、任意後見制度の利用をすべきですが、任意後見人を監督する任意後見監督人が必要なため、その分報酬が必要になります。

また任意後見契約は公正証書で作成する必要があります。一般的には任意後見契約を契約する時に一緒に財産管理契約を契約することが多いです。

Q4 本人の判断能力がある場合は、「死後処理（葬儀・相続等）」について本人が心配しているケースが多いです。これについてはどのように手当てできますか？

A4 死後事務委任契約は、本人が死亡しても有効な契約とされています。遺言書を作成し、その中で遺言執行者に遺産の処理として死後事務を任せるという内容を入れることで、同じ目的を達することもできます。

遺言と死後処理を一緒に考える方が、実際には処理し易いのではないのでしょうか。

## 2. 認知症になる前の備えは？【民事信託のケース】

### 【事例②】

80歳男性。妻の死亡後自宅で一人暮らしをしています。資産は自宅と預金2000万円です。

今はまだ一人で生活できていますが、最近物忘れがひどくなり、お金の管理や今後一人暮らしがいつまでできるか心配になってきました。息子、娘も、父のことを心配しています。父が認知症になった場合に備えて、いまから何かしておく手立てはないでしょうか。

Q1 どのような方法が考えられますか？

A1 先の事例「財産管理」と同様で、財産管理契約と任意後見契約を締結しておけば、判断能力があるうちは財産管理を行って支援を受けることができ、判断能力が低下してきたら任意後見に切り替え支援を受けることができます。

Q2 上記以外に方法はありますか？

A2 民事信託が考えられます。

Q3 民事信託とはどういったものなのでしょう？

A3 民事信託とは、ある特定の財産を自分自身（委託者という）が、自分が信頼している人（受託者という）に財産を託すことによって、契約で定めた目的に従って、受託者に託された財産の「管理（守る）」「活用（活かす）」「承継（遺す）」を行ってもらいます。

Q4 事例の場合、民事信託をどのように利用できますか？

A4 父が息子に不動産と預金2000万円を預け、息子が暴走しないように、娘を信託監督人とし、さらに信託契約をします。以後息子は父の生活を見守りながら、必要に応じて預かっている財産から父の生活に必要な資金を渡したり、父が施設等に入所し自宅が不要になった場合は売却を行うことも可能です。

信託契約を締結すると、管理する財産の中に不動産がある場合は受託者へ名義を変更します。そのため、受託者が直接売却することも可能です。

預金については、通常は銀行で受託者名義の「信託口座」を作成してもらい、その口座に父の預金を預け替をして管理することになります。金融機関によってはキャッシュカードの発行もしてもらえます。名義が変わったり、受託者名義の口座を作成したり、表面上は受託者の財産のように感じますが、あくまで委託者から預かっている財産です。信託契約書の作成は、専門的な事柄が多いため信託を多く手掛けている弁護士、司法書士に依頼するほうが安心です。法律上は公正証書で作成する必要はありませんが、公正証書で作成することのほうが多いです。

Q5 死亡後の財産の行き先は？

A5 信託は契約ですので、いつ契約を終わらせるのかを決める必要があります。家族信託の場合は委託者が死亡したら契約を終了させることが多く、その場合、預かっていた財産を受託者である息子に相続させるような内容を決めておくこともできます。

Q6 信託と任意後見契約との違いは何ですか？

A6 任意後見契約も民事信託契約も、判断能力があるうちに契約しておく必要がありますが、契約後すぐに利用ができ、判断能力低下後も利用が継続する民事信託と異なり、任意後見契約は契約をしても判断能力が低下してからでないと利用することができません。

また民事信託の利用は裁判所が関与することはありませんが、任意後見制度は裁判所が選任した後見監督人によって裁判所が関与することになります。

Q7 最近、信託が増えてきているそうだけどその理由は何ですか？

A7 後見制度を利用すると裁判所が関与するため、必ずしも本人や家族の意思にかなった財産管理をおこなうことができませんが、民事信託は裁判所の関与がないため、信頼できる家族に財産の管理を任せることによって、より柔軟な財産管理が可能となることから関心が高まり、制度の利用が普及しました。

Q8 民事信託のメリット、デメリットは何ですか？

A8 メリットは、委託者の希望にそった柔軟な財産管理ができる点です。

デメリットとしては、成年後見制度では、財産管理の他に身上配慮義務が存在しますが、民事信託は財産の管理を目的としているので、例えば、介護サービスの締結や施設への入所手続きなどは、受託者は代理人として行えません。また、裁判所が関与しない反面、受託者を監督する機関がないため、受託者が不正を働いても気が付きにくい側面があります。よって、受託者を誰にするかが大切となります。

### 3. 自分が希望する弁護士等を後見人に【任意後見のケース】

#### 【事例③】

Aさん、80歳男性。判断能力は低下していますが、日常生活に大きな支障はなく、現在施設に入所しています。

子供は長男50歳、長女47歳がおり、妻はすでに死亡しています。

長男は、別居し遠くで住んでいましたが、5年前にAさんの近くに引越し、Aさんの面倒を見ると言って自宅に入り込み、Aさんと生前の妻の二人を施設に入所させました。

また、Aさんの面倒をみる名目で、Aさんの預金から毎月30万円を引き出していますが、実費でそのような費用は必要ありません。

Aさんは、長男の毎月の出金について、明確な同意をした覚えがなく、自分の預金が減少していくのに不安を持っています。また、自宅に戻ることもできないので不動産を処分したいのですが、長男が居住しているため、現状では処分は難しい状況です。

長男は、Aさんに対し今までかなり言動荒く、執拗な攻撃をしてきたことからAさんは攻撃されるのが怖く、自分の思いを長男に言えません。

同じく、長女も何とか現状を改善したいと思っていますが、長男の言動を恐れており、積極的に長男に意見を言えない状況です。Aさんと長女は、長男に内緒で現状について弁護士へ相談しました。

Q1 弁護士などの専門家に依頼して、対応してもらうことはできないでしょうか？

A1 Aさんから依頼を受けて、長男へ出金を止めるよう言うことはできますが、あくまでこれはAさんの代理人としての立場に留まり、Aさんが長男を怖れて自分が言っているとは言わないで欲しいと言う気持ちを持っていると対応できません。また、長男がAさんに強く働きかけて意思をコントロールすることが予想されます。

Q2 法定後見人の選任はできないでしょうか？

A2 後見申立では、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあると言えるかですが、Aさんはもちろんそこまで能力は落ちていないので、後見申立はできません。仮に、後見を申立するとしても、申立権者は、4親等内の親族などに限られており、長女は自分が、長男から責められるのを怖がって、申立人になってもらえない状況です。

Q3 保佐人の選任はできないでしょうか？

A3 Aさんは、保佐選任相当くらいの能力とと思われますが、後見人選任の場合と同様、申立権者が限定されている問題や、そもそも保佐人は、原則同意権があるのみで、Aさんが主体的に動かないといけません。そのような状況では積極的に長男と争う必要がある今回の問題は解決しません。

Q4 任意後見人の選任はできないでしょうか？

A4 Aさんの判断能力が多少低下している場合でも、任意後見契約を締結する能力が存在する場合は任意後見人を選任することができます。また、任意後見監督人を選任するときは、精神上的障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときに選任できます。

ただし、本人の状況によってはいわゆる即効型という任意後見契約を締結してその後すぐに任意後見監督人の選任を申立て、任意後見人として活動できるようにする方法もあります。

任意後見人となれば、広く代理権が認められるので、本件で問題となっている、出金の停止や自宅の明渡し、自宅の売却（後見監督人の同意が必要）などができることになります。

## 4. お金を動かせなくなった 【法定後見のケース①】

### 【 事 例 ④ 】

88歳女性。これまで独居で在宅生活を送ってきました。身体的にも健康で、自力で身の回りのことを行い、財産も自宅の土地建物を所有し、自分で管理してきました。

ところが、先日、脳梗塞を起こし入院となり、脳梗塞の後遺症のため判断能力が大きく低下してしまいました。

現在は日常会話も難しく、財産管理はとてもできない状態にあります。

通帳管理や、病院への支払いなどを誰が行うべきか、関係者は頭を悩ませています。

Q1 今後どのように財産管理をすべきでしょうか？

A1 まさに、家庭裁判所に後見開始の申し立てをすべき案件です。

判断能力が、大きく低下して精神上的の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にあると言えるれば、後見人の選任申立（後見開始の申立）ができます。なお、申立権者は、配偶者、4親等内の親族などに限定されます。

Q2 後見開始の審判までに数か月かかりますが、その間はどうするのですか？

A2 適切な権限者がいない状態です。事実上の管理を誰かがやるしかありません。

身近な関係者が、事実上の管理（通帳を家のどこかに預かっておくなど）はできなくはありませんが、法律行為（病院への支払）など重要な行為は原則できません。

Q3 後見人でもない者が財産管理をしてよいのでしょうか？

A3 財産管理のうち、法律行為など重要行為を行う場合は、事務管理という法理（民法697条以下）により、法律行為を正当化することも不可能ではないですが、後日管理上の責任を問われるリスクも皆無ではないので、避けるべきではないでしょうか。

Q4 審判開始までに時間がかかるということに、何か手を打てませんか？

A4 後見等の開始の審判の申し立てをしても、すぐに審判がおりず相当な時間がかかる場合があります。早急に財産の保存管理をしたり、身上保護についての手当てをしなければ本人にとって取り返しのつかない損害が生じてしまう場合や、日常生活も満足に送ることができない場合があります。

例えば、長女が母の後見開始の申し立てをしているところ、母と同居している長男が母の通帳を独占して管理していて、母のお金をギャンブルなどに使いこんでいたことが判明した場合、それを可能な限り防ぐ方法として、申立人は保全処分の申し立てを行うことができます。

保全処分の申立てが認められると、家庭裁判所は、後見開始等の審判が効力を生じるまでの間、財産管理者を選任し、本人の財産の管理や本人の監護に関する事項を指示することができます。



Q5 よりよい備えはありますか？

A5 やはり、元気なうちに、任意後見、財産管理契約などを考えておくことでしょうか。ご自身で、様々な手続きや金銭管理が困難になったときに、支援してくれる人は誰なのかを考えておく必要があります。判断能力が低下してからは、支援者を選択することが難しく、自身の思いが上手く伝わらず、希望する生活と違うことが起こるかもしれません。

しかし、元気な内に、想像したくない未来を考えるのは難しいと思われれます。

## 5. 既に判断能力が低下している場合 【法定後見のケース②】

### 【事例⑤】

50代男性。サービス付高齢者向け住宅に入所しています。てんかん、若年性認知症があります。介護保険、障害福祉サービスを利用していますが、障害者手帳はありません。相談時は、賃貸住宅で一人暮らしをしていました。

預貯金も収入も少なく、判断能力の低下がみられ、金銭管理等が不十分な状況です。整理整頓が困難であり、室内は劣悪な環境で、衛生面で問題がありました。また、室内で水漏れを起こし、多額の補修費用等の請求が届いている状況です。

Q1 保佐人就任後、はじめにおこなったことは何ですか？

A1 家庭裁判所に居住用不動産処分許可申立を行い、賃貸住宅の解約をし、サービス付高齢者向け住宅に転居しています。

Q2 金銭管理はどのようにおこないましたか？

A2 前住居の修繕費や引越し、家財処分費用等が高額であったため、分割支払いの交渉を行っています。その他、携帯代、税金・保険料等の滞納も多数ありますが、パチンコ等ギャンブルにお金を使う習慣があり、金銭管理と負債返済に課題があります。毎月、現金を手渡ししています。

Q3 毎日の生活はどのように過ごしていますか？

A3 本人は、仕事に行く為、毎朝5時半頃自宅を出て、21時頃帰宅しています。水曜日と日曜日が定休日ですが、携帯電話を持たない為、連絡調整が付き辛い状況にあります。サービス付き高齢者向け住宅に転居後、帰宅が22時を過ぎてしまい、注意を受けることもあります（門限21時）。

Q4 今後の課題はどのようなことですか？

A4 衛生面を含め日常生活が安定し、仕事を継続できるよう、金銭管理、負債の清算（分割交渉）を保佐人として行います。

Q5 金銭的に余裕がない場合は、法定後見制度は利用できませんか？

A5 成年後見制度の利用に伴う経費の支出が困難な生活保護受給者や生活保護受給相当の方に対し、「成年後見制度利用支援事業」として、後見報酬等の助成を行う制度があります。制度の詳細については、お住まいの自治体へお問い合わせください。



